

令和 4 年

第 8 回 農業委員会会議録

阿 蘇 市 農 業 委 員 会

令和4年 第8回 阿蘇市農業委員会会議録

1 開催日時 令和4年8月10日（水曜） 午後3時開会

2 開催場所 阿蘇市北側別館大会議室

3 農業委員出席者（黒：出席、赤：欠席）

1 番 古閑 隆一	2 番 古澤 一雄	3 番 石本 健二	4 番 岩下 浩徳
5 番 井手 孝義	6 番 田代 純一	7 番 檜木 すみ子	8 番 竹原 真理子
9 番 山口 正孝	10 番 岩下 保男	11 番 知里口 香穂里	12 番 山内 市男
13 番 西村 豊治	14 番 田嶋 政隆	15 番 今村 光也	16 番 梅井 浩二
17 番 黒川 龍己	18 番 和田 敏喜	19 番 木村 広典	

4 農地利用最適化推進委員出席者（黒：出席、赤：欠席、青：出席依頼なし）

1 番 中村 秀政	2 番 市原 英一	3 番 今井 健一	4 番 佐藤 範一
5 番 五嶋 誠次	6 番 山本 利幸	7 番 藤井 博徳	8 番 河崎 利徳
9 番 永野 成男	10 番 白石 正明	11 番 竹原 忠信	12 番 古木 雄三
13 番 山中 健二	14 番 大友 浩喜	15 番 佐藤 弘明	16 番 室 恒和
17 番 園田 賢臣	18 番 高木 正明	19 番 江藤 則一	20 番 野上 勝喜
21 番 山本 眞一			

＊新型コロナウイルス感染防止のため、出席を求めています。

5 議事

- ・報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の報告について
- ・議案第26号 農地法の規定による許可申請書の審議について
- ・議案第27号 非農地証明願いの審議について
- ・議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について
- ・議案第29号 農地移動適正化あっせん申出に係るあっせん委員の指名について

6 農業委員会事務局出席者

事務局長 徳永 稔 事務局次長 上村文広 参事 佐藤克昭

7 会議の概要

事務局 それでは、ただいまより開会します。本日は、委員 19 名中 18 名の出席で定足数に達していますので、会議規則により第 8 回阿蘇市農業委員会を始めたいと思います。それでは、開会宣告と併せて会長よりご挨拶いただきます。

議 長 皆さん、こんにちは。暑い日が続いておりますが総会に出席ありがとうございます。新型コロナウイルスについては、感染者も多くなっており皆様も十分注意していただきたと思います。まだまだ暑さも続きますので農作業の際は、熱中症に注意されますよう願います。また、今月は農地パトロールとなっておりますのでご協力をお願いします。それでは、まず農業委員会憲章の唱和を、本日は農業委員 7 番委員お願いします。

唱和・・・・・・(省略)

ありがとうございました。

議 長 本日の提案件数は、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告 39 件、農地法の規定による許可申請書の審議について、第 3 条によるもの 3 件、第 5 条によるもの 6 件、非農地証明願いの審議について 1 件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の審議について、所有権移転 3 件、利用権の設定 75 件、使用貸借権の設定 3 件、農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について 3 件を議題とします。従いまして会期は本日 1 日とします。

なお、議事録署名委員については、15 番委員、16 番委員へお願い致します。

それでは最初に、報告第 8 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の報告について事務局より説明願います。

事務局 報告第 8 号の 39 件については、農地法 18 条第 6 項に基づく当事者合意による解約報告であります。

順位 1 番から順位 39 番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積、等につきましては、議案書のとおりとなっています。

議 長 報告第 8 号について質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問がないようですので、以上で報告第 8 号を終わります。続きまして、議案第 26 号農地法の規定による許可申請書の審議について 3 条 3 件、5 条 6 件、まず 3 条から説明願います。

事務局 議案第 26 号農地法第 3 条による許可申請の 3 件の譲受人は、農地法第 3 条及び同施行規則第 17 条 2 項 2 号に適合する者であり現状も農地の形態を成しています。順位 1 番から 3 番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積、申請

理由、譲受人の経営状況につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 農地法第3条の審議に移りたいと思いますが、質問はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。3条案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので農地法3条6件は決定します。

つづきまして、第5条6件の転用許可について事務局より説明願います。

事務局 本議案第26号農地法第5条による、転用許可申請の6件は、いずれも農地法第5条、同法施行規則第22条及び農地転用事務処理要領第5の許可基準を満たした農地です。順位1番から6番の、譲渡人(貸人)、譲受人(借人)、土地の表示、地目、面積、申請理由、施設の概要等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 本日の現地調査班の方々は、大変お疲れ様でした。本日の現地調査班長を務めていただきました19番委員より、転用案件について説明をお願いします。

19番委員 今回は、現地調査班5名と事務局2名にて現地調査を行いました。調査結果を報告いたします。まず、はじめに本日のすべての案件の排水関係は、区長及び関係者の同意もあり適切に計画されていることを報告します。また、2種農地については、代替地の検討を行った結果の計画であります。 それでは、

○ 5条順位1番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北東へ、約4.7kmのところになります。申請面積は534㎡の敷地に、個人住宅(建築面積200.56㎡)を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 5条順位2番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から北へ、約2.7kmのところになります。申請面積は266㎡の敷地に、個人住宅(建築面積52.48㎡)を計画するものです。農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の生産性の低い第2種農地となります。

○ 5条順位3番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から南西へ、約700mのところになります。申請面積は553㎡の敷地に、個人住宅(建築面積108.3㎡)を計画するものです。農地区分は、JR阿蘇駅から半径700m以内にある第2種農地となります。

○ 5条順位4番を説明します。

申請地は、JR阿蘇駅から南西へ、約700mのところになります。申請面積は30㎡の敷地に進入路の拡張を行う計画で、別途申請中の個人住宅の建築にあたり進入路が必要なため道路の拡張を計画するものです。

農地区分は、ＪＲ阿蘇駅から半径７００ｍ以内にある第２種農地となります。

- ５条順位５番を説明します。

申請地は、ＪＲ内牧駅から北西へ、約１．９ｋｍのところになります。

申請面積は２５㎡の敷地に宅地の拡張を計画するものであり、既存建物と隣接地の間隔が手狭なため、建物の管理を容易にするために宅地の拡張を計画するものです。なお、申請人は居宅と隣接地の間が狭く維持管理に困窮していたことから、令和元年頃から転用許可を受けることなく宅地として利用していたもので、始末書が添付されております。農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の生産性の低い第２種農地となります。

- ５条順位６番を説明します。

申請地は、阿蘇市役所内牧支所から南西へ、約１．５ｋｍのところになります。

申請面積は５５８㎡の敷地に、資材置場を計画するものです。農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の生産性の低い第２種農地となります。

以上で、現地調査報告を終わります。なお、調査班としては、すべての案件について許可相当と判断しております。

議 長 ありがとうございます。地元農業委員さんから補足説明は、ございませんか。
(発言なし)

議 長 それでは、５条の転用許可申請の審議に移りたいと思います。
何か質問はありませんか。
(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。５条案件について、許可相当と判断することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、５条６件は決定します。

これで議案第２６号３条、５条については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第２７号非農地証明願いの審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第２７号非農地証明願いの審議について

順位１番の、申請人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。補足説明を行います。

事務局 申請地は、北側復旧ルート阿蘇西インターから北東に約２３０ｍ進んだ国道５７号沿いのところになります。申請面積は１，６４８㎡で、自宅用地を相続した際、宅地部分が畑になっていたため申請されたものです。非農地である判断理由としては、阿蘇市税務課発行の課税台帳記載事項証明書記載の住宅建築年が「昭和２２年建築」となっていることと、昭和２２年１１月６日撮影の国土地理院航空写真によりその時点で既に建物が存在していることを確認しております。非農地証明交付の基準としましては、「昭和２７年１０月２０日の農地法施行以前から引き続き非農地であった土地。」とあることから、この基準に該当し非農地証明の交付は可能であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 地元農業委員さんから補足説明は、ございませんか。

16番農業委員 現地を確認しまして、宅地であることを確認しており、特段の問題ないと思います。

議 長 議案第27号の非農地証明について何か質問はありませんか。

12番農業委員 非農地証明願いは、宅地への転用願いとどう違うのか。

事務局 農地法施行以前の非農地については、非農地証明書を発行できるようになっておりますので、今回の申請になっております。農地法施行以後であれば、総会でもよくあるように農地転用の追認申請による許可案件となります。

12番農業委員 わかりました。

4番農業委員 この土地について、税金は農地でのあつかいですか。

事務局 登記地目は、畑ですか課税については、現況主義であり現在及び過去においても宅地課税となっております。

4番農業委員 わかりました。

議 長 他に質問はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。非農地証明について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 (異議なし。全員挙手。)

議 長 全員賛成ですので、議案第27号については、決定いたしました。

議 長 続いて議案第28号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の審議について事務局より説明願います。

事務局 議案第28号所有権移転の3件は、いずれも農振農用地内農地のため、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしております。

順位1番から3番の、譲渡人、譲受人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっております。

議 長 議案第28号の所有権移転について何か質問はありませんか。

12番農業委員 順位2番の案件ですか、1反当たりの単価が50万円ということですが、圃場整備内であるにも関わらずこの金額で良いのですか。

事務局 この土地については、条件が悪いことや売り手がどうしても買ってほしいということもありこの値段になっております。

議 長 基盤整備の基準として農業委員会では、70万を基準としてあつせん事業を行ってきましたが、条件が悪いことや売り手の事情により下がってきている現実があります。今後も実情に応じた金額設定になると思います。

12番農業委員 わかりました。

議 長 他に質問は、ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。所有権移転案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 （異議なし。全員挙手。）

議 長 全員賛成ですので所有権移転３件は決定します。

議 長 次に議案第２８号２番の利用権設定について説明願います。

事務局 議案第２８号２番の利用権設定の７５件については、いずれも農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位１番から順位７５番までの、賃貸人、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第２８号２番の利用権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。利用権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 （異議なし。全員挙手。）

議 長 全員賛成ですので利用権設定７５件は決定します。

議 長 次に、議案第２８号３番の使用貸借権設定について説明願います。

事務局 議案第２８号３番の使用貸借権設定の３件については、農業経営基盤強化促進法の要件を満たすものであります。

順位１番の、賃借人、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

議 長 議案第２８号３番の使用貸借権設定の審議に移りたいと思います。何か質問は、ありませんか。

（質問、意見なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。使用貸借権設定案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 （異議なし。全員挙手。）

議 長 これで議案第２８号は、すべて原案のとおり決定いたしました。

議 長 続いて議案第２９号農地移動適正化あっせん申し出に係るあっせん委員の指名について事務局より説明願います。

事務局 順位１番から３番の、売渡人、譲受候補者、土地の表示、地目、面積等につきましては議案書のとおりとなっています。

順位１番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の５番委員と１７番委員にお願いしたいと思います。

順位２番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の１２番委員と農業委員１１番委員にお願いしたいと思います。

順位３番につきましては、あっせん委員を農地利用最適化推進委員の４番委員と農業委員１３番委員にお願いしたいと思います。

議 長 議案第２９号のあっせん委員の指名について何か質問はありませんか。

（質問、発言なし）

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案２９号の案件に原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

委 員 （異議なし。全員挙手。）

議 長 全員賛成ですので、議案第２９号は原案のとおり決定します。

議 長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手を願います。

（発言なし）

議 長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、阿蘇市農業委員会第８回総会を閉会いたします。